

平成29年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

平成29年7月25日（火）午前9時30分、平成29年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4号議案 非農地証明の願い出について

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。梅雨が明けまして、梅雨中もそうだったのですが、長期に渡って雨が降らず、畑の方も乾いている状態なので、皆さん大変苦勞しているのかなと思います。川の方も水位が減りまして、用水に水が入らないだとか、日曜日にサマーランドのプールに井戸の水位が下がって水が入らないという話もありまして、いろいろこんな異常気象も大変だと思いますが、農作物の管理の方よろしく願いいたします。それでは定刻となりましたので、ただ今から平成29年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに平野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、7月10日に、立川パレスホテルにて行なわれました新たな都市農業振興制度の検討状況等説明会に、課長と青木係長と出席をいたしました。7月18日、常設審議委員会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は栗原剛委員と田中英雄委員になりますので、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。それでは、本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成29年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは収受44について、担当の田中英雄委員、説明をお願いいたします。

(田中英雄委員) はい。では説明いたします。先般、7月20日、事務局2名と現地を見て参りました。(第1号議案・収受44 朗読)

地図については6ページを参照していただきます。場所は秋川沿いなのですが、ちょうど戸倉の、セブイレブンのある戸倉の信号の川向こうになりまして、ちょっと橋はないのですが、その一面の〇〇〇〇〇〇でございます。現地を確認したところ、キウイフルーツや梅だとか、ブルーベリー、キュウリ、ニンジン等が、きれいに畑は整備されておりましたので、以上ご報告いたします。以上です。

(議長) はい。それでは事務局と田中英雄委員から説明をいただきましたけれども、質問のある方、お願いいたします。

(笹本職務代理) いいですか？あの、所有権移転、営農拡大ということですけど、所有権はこの〇〇〇〇〇〇になるのか、それとも□□□□さんになるのか、どちらなのですか？

(事務局) 法人として、〇〇〇〇〇〇になります。

(笹本職務代理) あ、そうですか。それで、そういう組合と言うか、法人が所有しても可になったのですか？

(事務局) 今回の案件については、通常の農地所有適格法人という扱いではなくて、〇〇〇〇〇〇さんは利用集積で●, ●●●㎡借りていますが、元々この△△△△さんが〇〇〇〇〇〇の昔の理事長さんで、個人でお持ちになっていたのですが、所有権移転を早めにやらなければいけないという事で、通常ですと所有権移転はできないのですが、今回いろいろ農業会議と調整した中で、農地所有適格法人という形ではなくて、取得する法人が、研究開発ではないですが、試験栽培とか、そういったものに使う分については、農地所有適格法人ではなくても、通常の3条で取得できますよというお話でしたので、それに今回は該当するという事で問題ないだろうと、一応農業会議と調整して確認しましたら、それでいいという事だったので、こういう形で法人で取得させていただきます。

(笹本職務代理) はい。

(議長) 他に質問は？

(小川委員) そうすると、△△△△さんについては全部、この5筆で●, ●●●㎡になるけど、自畑●, ●●●㎡になっていて、2筆田んぼになっているけど、これは自田ではなくて？見た目は・・・？

(事務局) すみません。合計は合っているのですが、田の2筆の●●●㎡に関しては、自田●●●㎡に、自畑を●, ●●●㎡に訂正をしていただけますでしょうか？すみませんでした。

(小川委員) そういう事ですね。それで、水は来ているのですか？

(事務局次長) 池みたいな形にはなっています。

(事務局) 田んぼができるような、水利で引くような状況では・・・川はすぐ近くですけど、そういう形にはなってないですね。

(事務局次長) 地目上だけで、実際は畑として使っています。

(田中英雄委員) 水は来ていない。上が昔の石灰山でね、石灰を置いていた水なので、うちもそうなんですけど、全部田んぼはもうできない。水がないんですよ。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは収受44について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。続きまして、収受45と収受46は関連議案なので、一括で審議いたします。それでは担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第1号議案・収受45 朗読)

続きまして(第1号議案・収受46 朗読)

地図は7ページになります。この地図の真ん中にある川の中央に小庄の堰がありまして、〇〇さんの自宅はこの地図の右下の方にあります。所有権移転になる3筆は〇〇さんの家に隣接を

しておりまして、△△－△につきましては、現在トウモロコシ、エダマメが作られております。▲▲と□□につきましては、ひとつのまとまった畑として使われていまして、現在サツマ、サトイモが植えられていまして、オクラ、インゲンも栽培されております。両方で花が所々で栽培されているという状況です。使用貸借権の方につきましては一団の畑になっておりまして、梅、栗、柿、柚子等が植えられていまして、株元でフキやミョウガが栽培されているという状況になっています。この果樹の方の現地につきましては、下草も刈られておりまして、適切に栽培されているのではないかなと思います。報告は以上です。

(議長) はい。それでは現地を見ていただいた、経営部会長の森委員から、経営部会での現地調査について報告をお願いいたします。

(森委員) はい。それでは今の説明に補足いたします。経営部会みんなで行きまして、現地は確認しました。すでにこの自宅の周囲の畑についてはですね、今、説明ありましたように、石を全部出して、軽トラで何度もか言っていました。非常に建築業でありますけど、農業の方に、今、集中しているようでございます。従いましてこのところの場所については、農地としてはあまりいい土ではないので、深物はちょっとどうなのかな、▲▲、□□の方はちょっと砂地のような感じでした。非常に積極的に取り組んでいるなという意欲は見受けられました。それから貸借になります一画ですね、ここにつきましては、地図の下の方は山という事で、かなり傾斜になっている所でした。すでに〇〇さんについては五日市ファーマーズセンターの会員になっているようで、この場所については、現状は栗の木、梅、一部には柿、そしてこの下にフキとかミョウガとかそういうような物がすでに収穫して、今年出荷したそうでございます。しかしながら、そういう物をメインにしていくと、なかなか下刈りも難しいのかな、非常に湿地でございまして、まさにマムシが出そうな、そういう状況でございまして、雨が降ると上からやっぱり水が流れるようでございまして、非常に湿地帯という状況でございました。それでもここで収穫して出荷できたという事で、本人は相当やる気ありますから、これから栗なのか梅なのか、下物、どちらをウエイトにやるのかな、若干そういう心配はございますが、いずれにしても本人としては非常にやる気であるなという感じはいたします。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、宮崎委員と森委員から説明をいただきましたけれども、質問のある方、お願いいたします。

(谷澤委員) 収受46番、使用貸借の方なのですが、栗だの梅だの既に植わっているという事ですが、それは●●さんが元々植えてて、その管理もひっくるめて、使用貸借権という事で？

(事務局) はい。そうですね。おっしゃる通りです。

(議長) 他には、ありますか？

(栗原晋二委員) 5月29日の地図と今回の議案の地図を見ると、△△－△の畑の形が少し削つてあるような感じに見えますが、これは何ですか？

(事務局) すみません。前回、経営部会で現地に行った時の地図は大雑把に印をただけで、現地的には今回の総会の議案書の地図が正しいという事でご理解いただければと思います。

(議長) 他には？・・・これちょっと聞きたいのですが、元の持ち主の土地はどういう訳でこの人

達が持っているのですか？

(事務局) 元々、地図を見ていただくと、△△△の西側に■■■■さんという家がございます。

元々はこの■■■■さんのもので、相続で娘さん3人に均等に相続をされたという状況で、結局その相続が発生した後に買い手が、要は娘さん達はやらないので、買い手がないという状況の中で、隣の〇〇さんが是非やりたいというような話で、今回の・・・

(議長) この■■■■さんはもうできないのですか？

(事務局) ■■■■さんはもう亡くなられて・・・

(議長) あ、そうですか。

(事務局) この娘さん3人に3分の1ずつ相続になってしまったので、実質もうやる人がいなくなってしまったという事で、今回こういうような話が出てきたという事です。

(小川委員) あと、何㎡か残っているのは、何かあるのですか？

(事務局) 3人の共有であと●●●㎡ですね、山の方に残ってしまっていて、それはちょっとさすがに、場所が全然違うので、今回の所有権移転の中には・・・

(小川委員) 全然別の所ですか？

(事務局) △△△にはあるのですが、地番がもう全然、□□□番代の山沿いの、もっと西側の方にありますので、それは今回の売買には含めず、●●●㎡だけは残ってしまう形ですね。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他には？

(田中英雄委員) 建設業という事は、建売か何か？

(事務局) すみません。ちょっと補足させていただきたいのですが、〇〇さんは大工さんで、今回買われる方は△△さん●●歳という事なのですが、実際農業に従事しているのはお父さん、〇〇〇さんという方が従事するという事で、お父さんの方が、今、一生懸命やられています。ただ、年齢とか将来的な事も考えて息子さんの方で所有権を移転して、息子さんも今はまだメインは大工ですが、将来的にはお父さんができなくなったら自分も後を継いで農業をやっていくというようなお話もされていますので、今回お2人来ていただいていますので、聞いていただければと思います。

(議長) はい。他にはありますか？・・・それではないようなので、今、野口君が言ったように、2人来ていただいていますので、入っていただいて質問していただきたいと思います。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏入室)

(議長) どうもご苦勞様です。確認なのですが、あきる野市●●●●番地、〇〇△△さん、〇〇□□さんでよろしいでしょうか？皆さんが質問をいたしますので、答えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは入っていただきましたので、質問のある方、お願ひします。

(中村委員) ご苦勞様です。五日市ファーマーズの出荷部会の会長をやっている中村です。〇〇さんにはいろいろ作物を出していただいて、本当に助かっております。品物もだいぶ良くなりましたね、大工さんとは思えないような物を作り始めたので、また奥さんもまだ若くて、奥さんの方は花が中心でやっているという状態で、これから五日市ファーマーズを引っ張っていける

んじゃないかと思っております。我々も一生懸命協力しますので、作物はいいものを作って、皆さんに喜ばれる物を作っていたきたいという形でお願いしたいと思っております。以上です。

(議長) はい。お願いだけですか？

(中村委員) お願いです。

(議長) 他には？

(森委員) 先だって現地を見させていただきました。結構急な山が、あれは東になるのか、南になるのか、ありますね。多分自宅から畑の方はちょっと陽が差すのかなと思いますが、お借りする所の土地がかなり湿地のような状況でございましてね。そこで、先ほどこちょっと補足もさせていただいたのですが、実際栗の木はもう大分経っているのかな、かなり大きな木がありました。栗と梅と混在しているような感じですが、将来的にこれから、お話を現地で伺った時にはその下にあるフキとかミョウガとかそういった物は出荷したようでございますが、将来的にどこにウエイトを置いてやるのか。栗も1年に1回のものでございまして、梅もそうですが、ただそっちメインにやって下刈りを一生懸命にやるとフキとミョウガ等ですね、そっちとは両立しなくなるのかなという気がするのですが、その辺のところ、どのような形で進めていくのか、構想がありましたらお聞かせいただきたいのですが。

(〇〇□□氏) ちょっと耳が遠くてすみません。●●さんにずっと貸してもらえれば、フキとか栗とか柚子なので、そのまま両方をずっと、できる限りやっていきたいと思っております。フキなどは随分良いので、それを続けてやっていきたいなと思っております。

(森委員) そうすると、フキとかが出ている、全部出ている訳じゃないと思うんですね。したがって、その部分は残して、栗の木の下は草刈りして収穫出来るようにするのか、その辺我々はどうするのかと思うのですが。

(事務局) この間の現地調査の時にはきれいに分かれて、フキとかの方は伸びていますが、それ以外のところはきれいになっていたのです。

(小川委員) 1ついいですか？小川ですけど、ご苦労様です。先日はお邪魔しまして、ありがとうございました。●●さんに長く貸してもらえればというようなお話ですが、●●さんは後継者か何かいらっしゃるって、返してくれと言われるような可能性はあるのですか？今後。

(〇〇□□氏) 返してくれという事はまだ言ってないです。やれるだけはやっても、という事なのですが、地主さんの方もずっと借りっぱなしだと困るので、3年ぐらいで借り換えてもらいたいという事だったんです。今、地主さんの方は夫婦2人で住んでいるので、後もやらないようなので、〇〇さんにやってもらえればいいなって事は言ってくれています。

(小川委員) はい。頑張って下さい。

(田中建治委員) 田中と申します。●●さんがお持ちの一連の場所ですが、使用貸借権という事ですが、税金はどちらがお持ちなのでしょう？払うのですか？

(〇〇□□氏) 税金の方は●●さんが払ってくれます。それで昔は貸して、貸しっぱなしになるから、それだけは3年なら3年で書き換え頼むよ、と。税金は向こうで払ってくれます。

(議長) はい。他には？よろしいですか？

(谷澤委員) いいですか？谷澤と申します。すみません、お父さんの〇〇□□さん、年齢の方、失

礼ですけど、おいくつですか？

(〇〇□□氏) 私、●●歳です。おかげ様でこの間も農協の健康診断やりましたが、医者にすごい
ですね、悪いところはありませんって言われました。ただ□□検査をもう一度やった方がいい
んじゃないかなと言われていました。

(議長) 他には？よろしいですか？・・・それでは私から。あの、農地を持たなくて、非農家で農
地を買うのはなかなか難しいのですが、ファーマーズの会員になっていただいたり、今までき
ちんと■■■■さんの土地をやっていただいて、私たちも現地調査をしまして、〇〇さんがし
っかりやっていけるという事を確認いたしましたので、これから皆さんで協議をして、良い方
向でやっていきたいと思っておりますので、〇〇さんから今後についてしっかりとした、息子さん
でも構いませんけれども、私たちに、この委員会にきちんとやっていくという事をお話し願え
ればいいかなと思っております。今後についてお話をしていただければ、お願いいたします。

(〇〇△△氏) 今、もう●●歳という話なのですが、父にやってもらって、あと母もいて、2人で
やってもらっているのですが、健康な間は頑張ってやっていただいて、あと、私も時間がある
時には、今もちょこちょこ手伝いはしているのですが、このまま今の状態でやっていって、ち
よっとずつ年齢的にできなくなる事もあると思うのですが、その時には私がもうできると思う
ので、このままの状態でも頑張っていきたくと思います。やれるだけ頑張りたいと思っておりますので、
これからもよろしくお祈りいたします。

(議長) それでは、今日はどうもご苦労様でした。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏) ありがとうございます。よろしくお祈りいたします。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏退室)

(議長) それではお2人が退席いたしましたので、他に何か質問はありますか？

(甲野委員) あの、確認なのですが、0㎡から始めるという事で、熱心にやるというお話なのですが、
半分ぐらい買って、半分ぐらい借りるという事で、さっきのお話だと、途中で借りた所を
返してくれと言われても別に構わない訳ですね。要は取得の時に3反歩あれば。

(事務局次長) そういう事ですね。取得の段階で3,000㎡を超えていけば、農地法上、3条に
は該当しますので、それで途中で使用貸借を返したとしても、所有権移転しているものに関し
てはそのまま継続してご自身のものになるという扱いなので。

(甲野委員) 極端な事を言って、何ヶ月かで返されちゃっても？

(事務局次長) ですので、3年間は自ら耕作するという承諾書をいただいておりますので、最低でも
3年間は。

(甲野委員) それは貸す方にも言ってあるのですか？

(事務局次長) そうですね。3年間は必ずやっていただくという事で、了承はいただいております。

(甲野委員) 分かりました。

(議長) 他には？よろしいですか？

それでは収受45・46について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、こ
れを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。続きまして、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の3ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成29年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは経由9について、担当の田中建治委員、説明をお願いいたします。

(田中建治委員) はい。この件につきましては7月20日、事務局の方2名と私と3名で現地調査をいたしました。農地法5条の許可申請でありますから、農地を農地以外の物に使う事の許可でございます。(第2号議案・経由9 朗読)

地図は8ページをご覧ください。場所としては圏央道の日の出インターの東側の道を入れて行くと、近くに駐車場があつて、その隣でございます。ちょっと土を盛ったような状態になっておりまして、ハート型のような形の畑です。ここはすでに近隣が駐車場等になっておりまして、畑としてはちょっと使いにくいのかなと思われまして。ただこの土地は農業的に言いますとクロマサと言う土地で、昔よく桑畑とかいろいろな物を作っても大変農地として使いやすい場所でもございました。現在は圏央道等になっておりまして、駐車場等に使うのも時代の流れかなというように感じでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。それでは続いて転用理由書が出ておりますので、説明をお願いします。

(事務局) はい。では転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と田中建治委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

(笹本職務代理) いいですか？田中さんに聞きたいのですが、現況はどんな風になっておりますか？

(田中建治委員) 現況はですね、元の畑の上に茶色い山の土ですかね、それを大分積んでありまして、ちょっと山のような形になって、駐車場にするには伸ばして使うような形になっておりました。

(笹本職務代理) もう畑ではないような？

(田中建治委員) 現状としてはちょっと畑とは言いにくいような形に・・・

(事務局次長) 何かある訳ではなくて、土の状態が・・・違法転用とかではなくて・・・

(田中建治委員) 調整中と言いますか・・・表現をするとそんな感じですね。

(笹本職務代理) もう、違法転用されていた訳ではないんですね？

(田中建治委員) 転用はしてありません。畑にする気になれば、栗とかを植える事ができるような状態です。

(笹本職務代理) この土地は、〇〇〇〇さんは相続で受けたのですか？他に農地を所有しているのですか？

(事務局) あきる野は確かここだけですね。相続で受けているのですが、先代も△△で相続を受け

て、その前がちょっと不明で、こちらの地元の方なのか、そこまでちょっと確認は取れていません。

(笹本職務代理) はい。ありがとうございます。

(谷澤委員) いいですか？その、盛ってある土は赤土とか、そういうものですか？砂利なのですか？

(田中建治委員) 赤土です。茶色いやつです。皆さんがやってるのと同じような。

(森委員) 圏央道の関係で掘って、出た土ですか？

(田中建治委員) いつやったのか、私もちょっとそこまでは・・・現状としてはちょっと草が生えているという感じです。

(森委員) 畑を駐車場にする訳ですけど、多分駐車場にしたら畑には復帰しないのではないかと思いますのですが、その辺の見通しはどうでしょう？

(事務局) 一応、所有権移転ではなくて賃貸借という事なのですが、転用という事ですので、ここで駐車場にして、万が一将来返すという事になっても、勿論駐車場で畑をやる事もできますが、税法上とかは雑種地なり、畑としてやっても介在畑という形で課税自体は高くなるので、その辺も含めてご本人様にご了承いただいた上で貸すという事になっております。

(議長) はい。他には？・・・この地図の上側にある駐車場はこの人ではないのですか？別の人？

(事務局) 所有者が違います。

(事務局次長) ほぼ周り全部資材置場や駐車場になっていて。

(事務局) 南側の通り沿いは・・・農地法的にも3種農地なので。

(中村委員) 日の出インターの周りという事で、この辺特に駐車場とかそういうのが必要になってくると思うんですよ。市としてもどういう風な考え方で、いつまでも畑でやらせておくのか、こういう風に個々に申請が来る形だと、要するに個人的に収益を上げる人がいる訳。そういうのははっきりしておかないと、1つ1つ申請が来て、許可する人としないとでは、おかしな事になってしまうんですよ。やっぱり市としても姿勢を正して、圏央道の周りのインターという事で、町の発展のために考えなきゃいけないのではないかな。そういう時期が来ていると思うのですが、どうでしょうかね？

(事務局) 一応この場所、一応市としては市街化区域に編入したいという特定保留地という事になってはおります。

(中村委員) でしょうね。

(事務局) はい。それで、その後どうするかという話の中で、東京都もこの特定保留地については市街化にする方向でいろいろ考えているのですが、今後市として、そういう設定をされているので、いつそういう方向に持っていくのか、また近々、来月、この東側で老人ホームの案件も出てくるので、市としてどういう考えかという話は都市計画サイドとも話をして、市街化に向けてどういう風にするのか、ちょっと今後については話はしていきたいなと思います。

(中村委員) なるべく、えこひいきのないように、皆さんが周知してやるような形でやれば納得するけど、個々に請求する人が出てしまうと、これは非常に問題になるので、その辺のところをやっぱり市としても、言う事は言って、やっていただきたいなと思います。

(議長) 道も少し拡張しなきゃいけないだろうし、こういう使い方をすると大型が入ってきたりす

るよね。

(事務局) 一応、道路幅員的には6メートルぐらいはあるのですが、この通り沿いについては。ただその通り沿いだけは転用されて、中は結局、畑の所から道がなかったり、細いといった事があるので、今、家が建っている所は市街化になっていますけど、□□の農地をどうするかというのは、市としての構成はもうちょっときっちりしていかないと。

(事務局長) 特定保留地なので、市としては市街化区域にもうしたいんだという考え方なんだろうけど、東京都からなかなか許可が得られない。ただ、ここは調整区域なので、調整区域なりの判断を農業委員会としてはしていかなければいけないのかなと思っておりまして、あとは、農業委員会の考え方も反映させていかなければいけないのかなと思っておりまして。

(議長) はい。今、中村委員からも問題提起がありましたけど、今後とも調整してよく考えていかなければいけない案件なのかなと思ってます。他に意見のある方？

それではないようなので、経由9について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1、担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。それでは番号1をご説明させていただきます。(第3号議案・番号1 朗読) 案内図につきましてはお手元の資料の9ページと10ページになります。7月20日に現地の調査を事務局2名同伴の上行って参りました。それでは案内図の9ページの方から、ご説明させていただきます。○○○番、△△△番△、□□□番□の間にありますが、●●さんの自宅でございます。▲▲さん、■■さんの名前になっていますが、2人とも故人でございまして、今は○○○○くんが世帯主で営農を行っております。場所につきましては、右下の平井川に架かる平高橋の北西方向になります。○○○番につきましては、一般的なパイプハウスが4棟建っておりまして、あと隅の方にはナスとキュウリが植栽されておりました。事務局と行った時にはこのハウスの中は少し手が回っておりませんで、草がちょっと繁茂しておりました。△△△番△につきましては、パワーアップ事業で建てましたビニールハウスが2棟建っておりまして、耕作の残渣と言うのか、去年のトマトが残っております。それで□□□番□はトウモロコシ、オクラ、モロヘイヤ等野菜が、ちょっと大きめな家庭菜園のような感じでございます。次の10ページになります。こちらは多摩川の段上になりますが、右下の方に永田橋という交差点がございます。その段上、多摩川から10～20メートル、段丘で上がった所の上、花ノ岡の地番になります。ここも少し草が生えておりまして、当日事務局等からも含めまして、○○○○くんの方に口頭で指導を行いまして、本日早朝、両方の圃場を見に行きましたところ、

●●●●番●と■●■●番■につきましては耕耘されて、次の作付けにかかっておりました。また9ページの3筆はハウスの中の草等は処分されておりまして、耕耘まではされておりませんが、きれいになっておりました。さきほども、1号議案の大工さんの方のところを経営部会の方で先日見に行った時に、石間のちゃんとした畑ではないところの石を山のように積み上げて、すごい熱意ある方だなと。それで今回見に行った○○○くんのところは少し熱がなかったような・・・もし、なんて言うのか、お知り合いの方はちょっとお尻をポンポンとたたいて、頑張っただけのような方向にさせていただかないと困るなという気がします。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と笹本職務代理から説明をいただきましたが、質問がある方はお願いいたします。

(田中英雄委員) ▲▲歳なのですが、1人でやっているのですか？○,○○○㎡あるからね、1人じゃ大変だなと思って。

(笹本職務代理) ●●さんは現在の世帯主の○○○○くんの母親で、自宅周りの所はよく草取り等で見るとは、実際は息子さん夫婦と3人で、家族で行っています。

(議長) はい。他には？・・・よろしいですか？

それでは職務代理からもきちんとその辺の事を言っていただいて・・・。それでは、番号1の●●●●さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続きまして第4号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。5ページをご覧いただければと思います。第4号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日 21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらぬことを証明する。平成29年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。ちょっと聞きたいのですが、これを証明する事は、この市の農業委員会で証明する事でいいのですか？

(事務局) はい。すみません、補足させていただきます。非農地証明という事なのですが、その土地について長い間農地性がなかったものについて、単純に言うと20年以上農地でなかったものについて証明をするものなのですが、今まではですね、そういったものについては東京都の都知事証明という事で、相談があったとしても農業委員会を経由しないで、直接東京都と相談した上で、例えば戦前から地目畑だけ家が建っていて、もう50年、60年経っているとか、そういったものについては、あえて5条転用をしないで、この土地は農地ではありませんという証明を都知事からもらって処理をしていたのですが、最近その農地法の運用についてというものが変わりまして、その非農地、要は土地が農地以外のものである状況のものうち、山林化しているもの、要は建物が建っている違法転用という状況ではなくて、山沿いの農地とかで

何十年も不耕期になってしまっている場所については、都知事ではなくて、農業委員会の方で証明をしてくださいという事で、運用が変わりましたので、今回この〇〇のところでそういう案件が出ましたので、初めて農業委員会で証明をするという形になります。今後これから、そんなに頻繁には出てこないと思いますが、基本的には申請がきたら、一度東京都知事にも協議はしますので、都知事との協議でいいと言わないものは市の方でも総会にはかけないので、協議が整ったものについて、東京都も問題ないでしょうということについては、うちの方も証明として受けようというような形で進めていますので、今後少しずつ出てくる可能性はあります。

(議長) 五日市の農振地区も1回除外をしないとこういう形にはとれないですね？

(事務局次長) そうです。

(議長) まあ、非農地になっているような土地がたくさんあって、あきる野市の農地550ヘクタールあるけれども、そのうちの農振で・・・

(事務局長) 結局何十年も前から家が建ってたりというのもありますし、錯誤的などところもあるんですね。間違っていた訳ではないんですけど、畑なんだけれども、もう何十年も家が建つてるとか、何十年も前から山林化しているだとか、そういう所の非農地、農地ではないよという証明ですね。

(中村委員) これ、地目変更されてしまう訳ですね？許可すると。

(事務局) そうですね。これで証明を出すと法務局で、要は農転の許可書と同じ効力が発生するので、これを使えば地目変更は・・・

(中村委員) 農地法通らなくて済む訳だ。

(事務局) そうですね。

(坂本委員) もう、木は植えて何年ぐらい経っているのですか？

(事務局) 非農地証明の考え的には、20年以上そういう状況になっている事が証明される、木だと幹が太ければ間違いないでしょうし、航空写真とか昔の頃の写真とか、例えば合併前の住宅地図とか図書館にいっぱいあるので、それを見た時にそこがもう農地ではないという事が分かれば、それを証拠書類として。

(坂本委員) もう1点。多分五日市の畑はそうなっていても、農振区域に入ってるんじゃないかと思うのですが、そっちの除外は？

(事務局) もし、農振にかかっているところについては、除外をしてから非農地という形になりますが、今回これからやりますけど、この案件は元々農振にかかってなかったのです。

(議長) それでは、今、事務局から説明がありましたので、番号1について担当の田中英雄委員、説明をお願いします。

(田中英雄委員) はい。ではご説明いたします。同じく7月20日、事務局2名と私の隣なのですが、現地を見て参りまして、△△△△の土地でございます。(第4号議案・番号1 朗読) 地図は11ページをご覧ください。〇〇〇〇さんの自宅のすぐ横なんですけど、戦中戦後に、ちょっと山を切り開いて畑にしたという、長方形の、近くに畑がないものですから、そこを畑にしたんじゃないかという事で見て参りまして、●●●●番はもう戦後ちょっと経ってから植林をした跡が見られて、とても畑になるような土地ではありません。それから■■■■番は〇

〇㎡なんですけど、当時の五日市町は沢のところをコンクリートで土砂止めをしてあってですね、木も大木でとても畑になるような状況ではございません。両方とも確かに昔は、その戦中戦後はちょっと何か、畑にして食物を作っていたと、農作物を作っていたという話なんですけど、以降何もしないで木を植えてしまって、とても元に戻るような状態ではございませんでした。以上、ご報告します。

(議長) はい。ただ今、事務局と田中英雄委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。

(小山委員) 質問ですけれども、これは登記簿地目は畑になっていますけど、課税地目は山林か何かになっているのでしょうか？それと、もう1つは、この「農地法の運用について」というのをちょっと調べてみたのですが、これによりますと、要するに現況が山林であって、地目が畑の場合、開墾等しても回復の可能性がないという事と、それから、たとえ開墾しても周囲の状況からも農地としての使用は無理だと、肥培管理は無理だというような事であれば、非農地として扱いはできるとありましたので、今聞きましたら、こちらは開墾しても畑は無理だという事で、結構だと思うのですが、ただ課税上ですね、地目はどうなっているか、畑で仮になっているとすれば、課税の方がどっちかと言うと間違いになるのかなと、それを修正してもらえばいいのではないかなと思うのですが、以上です。

(事務局) ちょっと今手元にはないのですが、以前相談いただいた時も課税の方を見た時には、たしか山林になっていたとは思いますが、問題はないと思います。戻ったらもう一回確認して、それが畑という事であればそれは錯誤でしょうから、それは課税部局の方と調整して修正はすべきだとは思いますが、そうしたいと思います。

(議長) 他に質問は？

(栗原晋二委員) 今の話なんですけど、うちの方にはこういったのがいっぱいあります。あの、登記の地目が畑となっていて、そこにスギ、ヒノキを植えてしまったと。ところが、ちょっと心配しているのは、これは我々がよく〇〇を回って通る道のすぐ上だと思うんですよ。今の説明からすると、もう畑には戻らないという前提を付けたと思うんです。そうすると山で置きなさいという事ですか？と言うのは、山にした後、少し広場が欲しいなと言うと、少し削って駐車場に、なんて事があるような気がするんです。その隣の小さい小屋があるでしょう？これは畑なのですか？

(事務局) あの、補足します。今回の案件の、今、栗原委員がおっしゃった、●●●●番の横に小屋がございます。こちらについても、地目畑で非農地証明の申請がございます。ただここは建物が建っているという事で違法転用扱いなので、都知事の方に直接証明という事で申請が行っております。こちらは五日市町の家屋調査済みの印があったりとか、建物自体がもう古い物だったので、建物のところについては宅地という扱いでも、あくまでも証明は非農地という扱いなので、その後地目を変える場合については登記官との調整になると思うのですが、建物のあったところについては現況宅地という事での申請があって、今回の2筆については山林という事で申請がございました。栗原委員がちょっとご懸念されている非農地の後、他にもできるのではないかなという話は、勿論その可能性は否定はできないのですが、ただ現状を見た中で、

お金をかけたら出来るかも知れませんが、あの現状ですと山で、山林で置くしかないだろうという状況で、その後のことは想定はしていません。ただ他に活用するのは難しいだろうなど、この2筆については感じています。

(栗原晋二委員) 分かりました。

(小川委員) 今、建物が建っている、違法建築をした所と、面は平らなのですか？それとも段差があるのですか？

(事務局) この下の道路から、建物も大分上がっています。2メートルぐらいはあって、建物の北側に斜めに赤道が入っているのですが、そこから登って行くような形になっていますので、●●●番のところも道路から2メートルぐらい上がって、また斜面になっているような形ですね。

(小川委員) では、面は一緒ではないという事？

(事務局) 建物が建っている所からは面は一緒ですが、そこからまた斜めに登って行くような形で、段にはなっていないです。平面は一緒です。

(小川委員) 今、管財人さんが付いているという事は、何らかの作業をすると思うんです。例えば、売却するだとか、整地して何かとか、そういうところで非農地なのかな……。これからね、いっぱい出る可能性と言うか、いっぱいある可能性はあるよね？そういうのを今後どうするのかなと。この件だけじゃなくて、全体に。当時の五日市町がこれは山林だよ、宅地だよ、と言っているところもいっぱいあって、登記簿変更はしてないと。そういうものを今後農業委員会としてもね、どういう風な対処をするのかなというのを、今後の課題じゃないかなと。

(議長) 宅地になってなくて、逆に農地で農地じゃないようなところが、農振にかかっているところがたくさんあるんです、五日市は。農振を変えたところで。だからそういう部分であきる野市の農振たくさんあるように感じるのですが、その部分ってずっと放って置きっぱなしになっていて、また逆に過疎化しているからすごい難しい面もあるのですが、一度新しい農業委員さんになったら、利用集積をする推進委員さんとかで、五日市の奥まで全部農振になっているところを改めて見て来て、これで農地の利用集積ができるかどうかという事も皆さんで考えて、推進委員には特にそういうところも考えてやってもらった方がいいのかなと。あの、本当に平間で農地として使える所は農振でね、きちんと農業委員会で残すような形を取って、やっぱりある程度無理なところは元に返すというような、そのような形でやっていくのがいいのかなと思います。それは推進委員さんといろいろ今後について検討していただければなど。今日はちょうどこういう案件が出て、これは農振ではないので山林に戻して、△△△さんのところで、いろいろ寄付したり、そういう目的で、今後についてはまだよく分かりませんが、現況が山林というか昔農地ではないところだったという事で、皆さんで審議していただければと思いますが、よろしいでしょうか？

なければ、番号1の願出の土地について非農地である旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして専決の報告を、事

務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。平成29年あきる野市農業委員会7月総会専決処理について報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(小川委員) ちょっと聞いていいですか？専決の54番なのですが、10分の10から10分の9、10分の1となっていますが、これちょっと分からないので教えてもらえますか？

(事務局) はい。これは元々〇〇〇〇さんがお1人で10分の10、持っていたのですが、その内の持分10分の1を〇〇△△さんに、所有権移転、持分移転をしたいという事が出てきております。よく1年に1回10分の1ずつ移転して、税対策する人もいるので、多分そういう事かなと思います。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) はい。では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、8月25日(金)、午後3時00分から、あきる野市役所5階、503会議室です。次回が最後の農業委員会総会なので、お別れ会、そういう会を催したいと思っておりますので、毎回やっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時51分